

広野町成人式について

平成25年広野町成人式を次の日程で開催いたします。

◆日 時 平成25年1月4日（金）午前10時より（受付は午前9時30分から午前9時50分まで）

◆会 場 広野町公民館 2階 大会議室

◆対象者 平成4年4月2日～平成5年4月1日までの間に生まれた方で広野町に住所がある方。

また、平成19年度広野中学校卒業者であれば、住所がなくても対象となります。

なお、対象の方には、10月中にご案内と参加申込書をお送りする予定です。

◆問い合わせ 広野町教育委員会

電話番号 0240-27-4166
平成4年4月2日～平成5年4月1日までの間に生まれた方で広野町に住所がある方。

◆対象者

平成4年4月2日～平成5年4月1日までの間に生まれた方で広野町に住所がある方。

また、平成19年度広野中学校卒業者であれば、住所がなくても対象となります。

なお、対象の方には、10月中にご案内と参加申込書をお送りする予定です。

◆問い合わせ 広野町教育委員会

電話番号 0240-27-4166
平成4年4月2日～平成5年4月1日までの間に生まれた方で広野町に住所がある方。

◆対象者

平成4年4月2日～平成5年4月1日までの間に生まれた方で広野町に住所がある方。

◆問い合わせ 広野町教育委員会

電話番号 0240-27-4166
平成4年4月2日～平成5年4月1日までの間に生まれた方で広野町に住所がある方。

広野小・中学校、幼稚園の状況について

いわき市内で再開していた広野小学校（いわき市立中央台南小学 校内）および広野中学校（いわき市立湯本第二中学校内）は、8月1日より広野町本校舎に戻り、2学期からの本校舎での授業再開に向けて準備を進めておりましたが、8月27日から本格的に学校などが始まりました。

現在、広野小学校へは65名が、広野中学校へは31名の児童生徒がそれぞれ通学しています。

今後も、広野小・中学校・幼稚園へ通学通園を希望する児童生徒を随時受け入れてまいりますので、希望される場合はそれぞれの学校・園までご連絡をお願いいたします。

就学費支援については、原発避難者特例法により原則として通学希望される場合に、各自治体で実施することとなりますが、それでは、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

なお、自治体によっては世帯の所得状況などを踏まえて、避難されている世帯であっても就学費支援を行わない場合がありますが、避難先で認められない場合は、最終的に広野町が認定し、通学先の学校を経由して就学費支援を実施いたします。

◆幼稚園就園奨励費補助事業（保育料などの一部援助）の実施について

広野町では、平成23年度に引き続き、国が実施する被災園児に対する入園料や保育料の援助制度を活用し、お子さんが通園する幼稚園に支払う保育料などの一部を援助いたします。

今後、通園する幼稚園などへ、保護者の方々へお渡しする通知や申請書などを送付する予定となっております。

送付する際には、改めて広報などでお知らせいたしますので、ご

広野中学校

電話番号 0240-27-3224
・広野幼稚園

◆区域外就学などにより避難されている児童生徒への就学費支援について

広野町に住所がある方で区域外に就学などにより小・中学校に通学する児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。

就学費支援については、原発避難者特例法により原則として通学希望される場合に、各自治体で実施することとなりますが、それでは、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

なお、自治体によっては世帯の所得状況などを踏まえて、避難されている世帯であっても就学費支援を行わない場合がありますが、避難先で認められない場合は、最終的に広野町が認定し、通学先の学校を経由して就学費支援を実施いたします。

◆幼稚園就園奨励費補助事業（保育料などの一部援助）の実施について

広野町では、平成23年度に引き続き、国が実施する被災園児に対する入園料や保育料の援助制度を活用し、お子さんが通園する幼稚園に支払う保育料などの一部を援助いたします。

今後、通園する幼稚園などへ、保護者の方々へお渡しする通知や申請書などを送付する予定となっております。

送付する際には、改めて広報などでお知らせいたしますので、ご

広野町が認定する場合の詳しい手続き方法について

区町村の認定状況を確認の上、避難先の市区町村教育委員会や通学委員会までご一報いただければ、早い段階で手続きが進められます

ので、お早目にご連絡くださいます。定とならなかつた方は広野町教育委員会までご一報いただければ、知らせいたしますが、避難先で認定となります。ご協力を願います。

先の学校を通じて保護者の方へお知らせいたしますが、避難先で認定となります。ご協力を願います。

早い段階で手続きが進められますので、お早目にご連絡くださいます。定とならなかつた方は広野町教育委員会までご一報いただければ、知らせいたしますが、避難先で認定となります。ご協力を願います。

広野町では、平成23年度に引き続き、国が実施する被災園児に対する入園料や保育料の援助制度を活用し、お子さんが通園する幼稚園に支払う保育料などの一部を援助いたします。

今後、通園する幼稚園などへ、保護者の方々へお渡しする通知や申請書などを送付する予定となっております。

送付する際には、改めて広報などでお知らせいたしますので、ご

大吹地区・広洋台宅地分譲の募集について

◆メールマガジンの配信について

広野町では、町民のみさんに様々な情報をお知らせするため、メールマガジンの配信を行います。皆さんのご登録をお待ちしています！

メールアドレス登録・変更について

広野町メールマガジン配信または区分変更をご希望の方は ml-in@town.hirono.fukushima.jp に空メール（件名・本文を入力しないメールのこと）を送信してください。しばらくすると、「登録のご案内」のメールが届きます。メール本文に記載されているURLにアクセスし、登録・変更手続きを行ってください。

※メール配信は、「kikaku@town.hirono.fukushima.jp」から届きますので、迷惑メール対策をされている人はご注意ください。

問い合わせ

企画グループ 0240-27-2114

常磐迎仮設集会所	広野町公民館
日 時 9月22日（土）午後1時30分から	場 所 広野町公民館2階

●二次募集	対象者
地震により家屋が全壊・大規模半壊・半壊した世帯、または広野町に住所を有する者	地震により家屋が全壊・大規模半壊・半壊した世帯、または広野町に住所を有する者